

中央社会保険医療協議会議事規則

(協議会の招集)

第1条 会長は、社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号。以下「法」という。）

第7条第2項に定める場合のほか、厚生労働大臣の求めがあったとき又は会長が必要と認めるときは、その日から2週間以内に、中央社会保険医療協議会（以下「協議会」という。）を招集するものとする。

第2条 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知しなければならない。

(代理者による意見の開陳)

第3条 法第3条第1項第1号及び第2号の委員が、やむを得ない理由により出席できない場合には、会長の承認を得て、代理者に意見を述べさせることができる。

(定足数)

第4条 協議会は、法第3条第1項各号の委員ごとに、それぞれその3分の1以上が出席し、かつ、その出席委員が同条第1項の委員の半数以上でなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

(議事)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、協議会にはかつて、会議を非公開とすることができる。

(発言)

第6条 委員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

第7条 関係ある行政庁の職員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

(採決)

第8条 会長が採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を宣しなければならない。

第9条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第10条 採決の結果は、会長が宣しなければならない。

第11条 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員の要求があるときは、その少数意見を答申又は建議に付記するものとする。

(退席後の議決への参加)

第12条 委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議にはかつてこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

(会議の公開)

第12条の2 協議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平か

つ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第13条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員及び専門委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(部会)

第14条 協議会は、特に専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、その議決により、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が協議会にはかって指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、その部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうち部会長の指名する委員がその職務を代行する。

(小委員会)

第15条 協議会は、特定の事項についてあらかじめ意見の調整を行なう必要があるときは、その議決により、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が協議会にはかって指名する。
- 3 前項の場合において、法第3条第1項第1号及び第2号の委員は、それぞれ同数でなければならない。
- 4 前条第3項から第5項までの規定は、小委員会について準用する。

(高度先進医療専門家会議)

第16条 協議会は、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第2号に規定する高度先進医療について調査審議するため必要があるときは、高度先進医療に係る専門的学識経験を有する者及び保険診療に精通した者により構成される高度先進医療専門家会議に意見を聴くことができる。

(薬価算定組織)

第17条 協議会は、新薬の薬価算定等について調査審議するため必要があるときは、医学、歯学、薬学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される薬価算定組織に意見を聴くことができる。

(保険医療材料専門組織)

第18条 協議会は、特定保険医療材料の保険適用について調査審議するため必要があるときは、医学、歯学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される保険医療材料専門組織に意見を聴くことができる。

(診療報酬調査専門組織)

第19条 協議会は、診療報酬上の技術的課題について調査審議する必要があるときには、医学、歯学、薬学、看護学、医療経済学等に係る専門的知識を有する者により構成される診療報酬調査専門組織に意見を聴くことができる。

(庶務)

第20条 協議会並びに部会、小委員会の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会並びに部会及び小委員会の議事運営並びに高度先進医療専門家会議、薬価算定組織及び保険医療材料専門組織に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附則

この規則は、昭和38年6月7日から施行する。

附則（専門家会議関係の一部施行）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成4年6月30日から施行する。

附則（高度先進医療専門家会議、薬価算定組織及び保険医療材料専門組織関係の一部施行）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附則（診療報酬調査専門組織関係の一部施行）

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附則（小委員会関係の一部施行）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附則（協議会の議事に係る記録関係の一部施行）

この規則は、平成16年10月27日から施行する。